

令和7年9月5日 部長会議

開催日時	令和7年9月5日(金) 午前9時00分から午前9時25分まで
開催場所	庁議室
出席者	市長、辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)兼こども若者部理事(こどもの居場所づくり担当)、こども若者部長、特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長、都市計画部理事(交通・開発担当)、建設部技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(スポーツ担当)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長
欠席者	なし
議事概要	下記のとおり

1.市長訓示

- ・先日、2日に開催された臨時市議会への対応、ありがとうございました。
 - ・いよいよ『わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ2025』が開幕します。草津市では、会期前競技として、明日、6日のAS(アーティスティックスイミング)を皮切りに、各種目が次々と開催される。後程、本部会議もあるため、日程等確認いただきたい。従事いただく職員の皆様には、早朝から夜遅くまで、種目によっては数日間連続での任務となりますが、大会の円滑な運営に向けて、また、本市に来草される方へのおもてなしなど、参加されるお一人お一人の思い出に残る大会となるよう、よろしくお願いします。
- 行幸啓沿道奉送迎について、職員の対応、警備等もよろしくお願いします。
- ・国の令和8年度の概算要求が先月末締め切られ、これから国の予算編成作業が本格化する。概算要求の方針の中では、市町村自治体への影響の大きい高校無償化、給食費の無償化、また0～2歳を含む幼児教育・保育の支援、物価高対策を含む重要政策については、予算編成過程において検討するとされており、既に金額が入っている概算要求もあるので、各部局においては、それぞれの関連する省庁の予算編成の動向や県の動向も注視し、本市の令和8年度当初予算に反映できるよう、適切な対応をよろしくお願いします。

2.重要報告

(1)リンク式条例の導入について

【資料:報1-1・2】

【総務部長兼法令遵守監から資料に基づき説明】

- ・リンク式条例については、以前から検討しており、この度変更及び導入をしたいと考えている。
 - ・【報1-1】P1目的として本市の条例では、事業の人員や運営等の基準については、国の政令と同じ内容であっても条文をそのまま条例に規定をしているが、市独自の基準が分かり易く、急な政令等の改正やボリュームの多い改正があっても対応できるようにリンク式へ改正をしようと考えている。
- 県については、地方分権改革により国が定めていた事業の人員や運営等の基準が条例に委任され、平成23年度以降、基準を定める条例が定められている。以前から介護保険等で360条と条数が多いものがあったため、検討しており、今回11月議会に諮るが、「こども誰でも通園」の「草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例(案)」を皮切りに、今後基本的には各条例を事案の

改正のタイミングでリンク式へ改正しようとするものである。

3番目がリンク式条例のイメージで、現行条例が33条で構成されているのが、リンク式にすると4つの条例というように、基本部分の制定、市独自の基準、そして国の基準通りというように、かなり簡略化されたものである。

- ・【報1-1】P2メリット・デメリットは、市独自メリットとしては、市独自の基準を際立たせることや急な改正等にも対応ができること、職員の負担軽減が図られることである。

デメリットとしては、改正内容の理解や議論が十分でないことや、政令の規定を確認する事務が出てくることがある。デメリットについては、議会説明をさせていただく。対象条例は、リンク式への改正の判断基準は、法律に、「〇〇は条例で定める。」と規定されている。もしくは、「政令等で定める基準に従い定める。」と規定されているものに限る。具体的には、全ての条例ではなく9つの条例が該当となり、介護保険課、長寿いきがい課、上下水道総務課、こども若者政策課、幼児課が対象になる。総務部で全て確認しており、これが基準条例と言われるものである。「こども誰でも通園」は10番で、新規制定になるので、今後、基準等を新規に定める時は、リンク式となる。それぞれの条例の改正のタイミングで、リンク式での改正を検討する。導入後の議会説明は、市独自の基準で条例改正が必要な場合等については、条例があがるので特に問題ないが、リンク式で政令等の基準が変更されるが、市の条例改正が必要とされない場合については、議会への丁寧な説明をしていく上で、政令等の施行日の直前の定例市議会開会日より前のタイミングで、説明をする。具体的には、スケジュール例のとおり、国からの通知が仮に10月1日に来たとして、法令の施行が翌年の4月1日の場合は、2月定例会前のタイミングの11月に、内容によって変わると思うが、正副議長説明、会派代表者会議、委員会協議会を考えている。国からの通知が遅く、間に合わない場合は、情報が入り次第、随時対応をお願いしたい。他市の状況は、リンク式への改正の検討をされているところで、既に導入されているところは、県内でも守山市、東近江市、大津市、長浜市等があり、県外では京都市、名古屋市等がある。11月定例会で提出する条例は、長浜市が12月議会、県外でも神戸市、奈良市、那覇市は、見通しを立てている状況である。全ての条例ではないが、基本的に基準条例と言われる分については、今後、このような方向でされるため、よろしく願います。来週9日に正副議長説明、11日には会派代表者会議をするため、その後に庁内への公表をするようお願いする。

(2)新矢倉町会館建設地における地中埋設物について

【資料:報2-1】

【まちづくり協働部長から資料に基づき説明】

- ・【報2-1】新矢倉町会館建設において、地中埋設物が発見された。概要に記載の通り、新矢倉町会館の建設地については、元々市の用地であったところを新しいまちづくりセンターを隣接地に建て替えることに合わせて、今矢倉町会館が建っている青の土地と赤の土地の等価交換を既にしている。

その後、新矢倉町会館の建設にあたり、掘削作業をされていたところ、地下からコンクリート塊、タイルやレンガ等の大きいものから、ガラス瓶等の小さいものまで発見された。地中埋設物は不要物であるため、除去しないと工事ができないため、まずは矢倉町で処理をされるが、数ヶ月前まで所有者であった市側の責任等については、民法や土地交換契約の規定に基づき、契約不適合責任に該当すると判断されるため、今後、矢倉町から請求される損害賠償請求に向けて協議を進めることとなった。今後の予定だが、来週、正副議長説明を行い、その後、ポスティングまたは、委員会協議会で説明し、最終的に埋設物の量等が確定するのが今年末頃になるため、全て確定してから損害賠償の額を確定し、2月定例会に損害賠償に関する議案を提出する予定になっている。

なお、まちづくりセンター整備において、今後工事を進めるにあたり、隣接地であるため、地中埋設物が

発見される可能性があり、契約金額や工期への影響が出てくる可能性があるということも併せて説明をしたい。

(3) 令和7年度「草津市20歳のつどい」の開催について

【資料:報3-1】

【教育部長から資料に基づき説明】

- ・今年度「草津市20歳の集い」は例年通り、午前・午後の二部制での開催を予定している。
日時が来年令和8年の1月12日午前の部が10時半から高穂・老上・新堂中学校区にお住まいの方、午後の部は、13時半から草津・玉川・松原中学校区にお住まいの方として、草津市立草津クリアホールの会場で、対象者は、1,560人程度となっている。午前の部は、10時半に開会・オープニング、10時40分から記念式典、11時から実行委員会企画の「20歳の集い」で、11時20分閉会の50分のスケジュールで、午後も同様のスケジュールとなっている。付議書概要のとおり、例年、成人式の参加者の方の衣装や着付けの予約など、準備が必要となるため、早期の周知を行うものであり、本日の部長会議終了後に、正副議長説明後、議会へのポスティングを予定している。

3. その他

【危機管理監より】

- ・台風15号の接近に伴う対応について、昨日ロゴチャットで災害対策の配信をさせていただき、避難対策部の方々については、動員の人員体制の確認をいただいたところで、今朝現在、四国にあり、現在の状況では避難所の開設までには至らないと考えているが、今後の土壌・雨量の状況を見て、状況によっては避難所を開設する可能性もあるので、そのような体制となれば御協力願います。

【総務部長兼法令遵守監より】

- ・県内他市で、市が市長印を押して通知しなければならない文書に、市長印を押せていなかったというニュースが出ており、本市でも印字しなければならないものが印字出来ていなかった状況もある。
様式に、公印を押さなければならないことが決まっているものの他、相手先によって、公印を省略出来るものや出来ないものがあるため、職員の特に会計年度任用職員が増えてくると認識が甘くなるかもしれないため、今一度、課内で十分確認していただき、必要なものについては、省略出来るものと出来ないものについて、確認いただき、事務を進めていただきたい。庁内向け文書もそうだが、特に庁外向け文書等については、間違いも時々見られるため、決裁でも十分確認いただき、不適切な文書にならないようお願いしたい。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp